

令和7年7月23日
令和7年度第1回
医療機器・再生医療等製品安全対策部会
資料1－5

医薬安発 0520 第2号
令和7年5月20日

一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム
代表理事長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「使用上の注意」の改訂について

再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、調査、検討等を踏まえ、再生医療等製品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙のとおり、速やかに使用上の注意を改訂し、医薬関係者等への情報提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第68条の2の3第1項に規定する届出が必要な再生医療等製品の注意事項等情報を改訂する場合については、法第68条の2の4第2項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこと。

別紙

【再生医療等製品名】オナセムノゲン アベパルボベク

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

下線は変更箇所

| 現行 | 改訂案 |
|---------------------------|---|
| 重要な基本的注意 (新設) | 重要な基本的注意 <u>Infusion reaction</u> があらわれることがあるので、本品の投与は <u>Infusion reaction</u> に備えて緊急時に十分な対応のできる準備を行 った上で開始すること。 |
| 不具合・副作用 重大な副作用 (新設) | 不具合・副作用 重大な副作用 <u>Infusion reaction</u> <u>過敏症及びアナフィラキシーを含む Infusion reaction</u> （発疹、尋 麻疹、潮紅、嘔吐、頻脈、発熱等）があらわれることがある。 <u>Infusion reaction</u> があらわれた場合には、適切な処置を行うこと。 |